

令和 3 年第 4 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その 9）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第35号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例……………	3
参考資料	
新旧対照表……………	5

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第35号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例に基づく議会議員の議員報酬について、議会議員がその任期中に、一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会並びに堺市議会会議規則（昭和54年堺市議会規則第1号）第70条の規定による委員の派遣、同規則第124条第1項又は第2項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場及び同規則第125条第1項の規定による議員の派遣の全てを欠席したときは、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以後の議員報酬は、当該長期の欠席が特定の事由による場合を除き、支給しないこととすること、並びに同条例第6条第2項の規定により算出された期末手当の額にその基準日以前6か月以内の期間における議員報酬が支給された月数を当該基準日以前6月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額にするための改正を行うため本議案を提案するものである。

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（議員報酬の支給制限）

第4条の2 議会議員がその任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日（以下この条において「閉会日」という。）までの間に開かれる会議及び委員会並びに堺市議会会議規則（昭和54年堺市議会規則第1号。以下この条において「規則」という。）第70条の規定による委員の派遣、規則第124条第1項又は第2項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場及び規則第125条第1項の規定による議員の派遣（次項において「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、閉会日の属する月の翌月以後の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

- (1) 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第2号）第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたと認定した災害の場合
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定により業務の従事が禁止されている場合
- (3) 規則第2条第2項の規定により、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ている場合
- (4) 前3号に掲げる場合に準ずる場合として議長が認める場合

2 前項本文の規定により議員報酬を支給しないこととされた議会議員が、会議等に出席したときは、当該出席の日の属する月以後の議員報酬を支給する。

第6条第1項中「この条において」を削る。

第8条の次に次の1条を加える。

（期末手当の減額等）

第8条の2 議会議員がその任期中に長期欠席をした場合の期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額に基準日以前6か月以内の期間における議員報酬が支給された月数を当該基準日以前6か月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧对照表

＜議員提出議案第35号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
	<p><u>（議員報酬の支給制限）</u></p> <p>第4条の2 議会議員がその任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日（以下この条において「閉会日」という。）までの間に開かれる会議及び委員会並びに堺市議会会議規則（昭和54年堺市議会規則第1号。以下この条において「規則」という。）第70条の規定による委員の派遣、規則第124条第1項又は第2項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場及び規則第125条第1項の規定による議員の派遣（次項において「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、閉会日の属する月の翌月以後の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</p> <p><u>（1） 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第2号）第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたと認定した災害の場合</u></p> <p><u>（2） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定により業務の従事が禁止されている場合</u></p> <p><u>（3） 規則第2条第2項の規定により、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ている場合</u></p> <p><u>（4） 前3号に掲げる場合に準ずる場合として議長が認める場合</u></p> <p>2 前項本文の規定により議員報酬を支給しないこととされた議会議員</p>

が、会議等に出席したときは、当該出席の日の属する月以後の議員報酬を支給する。

(議会議員の期末手当)

第6条 議会議員で6月1日及び12月1日(以下「これら」の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、期末手当を支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した議会議員(当該基準日において次条第1項の規定の適用を受ける議会議員を除く。)についても、同様とする。

2 (略)

(期末手当の減額等)

第8条の2 議会議員がその任期中に長期欠席をした場合の期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額に基準日以前6か月以内の期間における議員報酬が支給された月数を当該基準日以前6か月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(議会議員の期末手当)

第6条 議会議員で6月1日及び12月1日(以下この条において「これら」の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、期末手当を支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した議会議員(当該基準日において次条第1項の規定の適用を受ける議会議員を除く。)についても、同様とする。

2 (略)

令和3年第4回市議会(定例会)付議案件綴(その9)

令和3年12月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-21-0057

